

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 11 日

各都道府県・各政令指定都市
消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長
野田 幸裕

鳥インフルエンザについて

平素より、消費者安全の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

香川県の農場において、高病原性鳥インフルエンザへの感染が疑われる家きんが確認され、遺伝子検査の結果、H5 亜型陽性と判明し、疑似患畜であることが確認されました。

本事案に対して、消費者庁は、添付資料のとおり、鳥インフルエンザは肉や卵を食べることによってヒトに感染する可能性はなく、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応するよう消費者へ呼び掛けております。

各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当者におかれましては、食品安全関係部局と連携のうえ、別添資料を参考にしつつ、各地方公共団体のホームページでの情報発信や、消費者からの相談対応等に御協力いただきますよう、宜しくお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村への周知をお願いいたします。

【添付資料】

○消費者庁

「鳥インフルエンザに関する情報について」

(http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_161129_01.html)

○内閣府食品安全委員会

「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」

(http://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html)

○農林水産省

「香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について」

(http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/180111_8.html)

「鳥インフルエンザについて知りたい方へ」

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/know.html>)

< 問合せ先 >

消費者庁消費者安全課 横田、井河

TEL : 03(3507)9280 (直通)

FAX : 03(3507)9290